

# 社会保障財政の赤字と その対策

## (フランス)

### 財政赤字の規模とその原因

1977年に均衡を回復し、58億フランの黒字を計上した一般制度の財政は、1978年には早くも赤字に転落し、その額は51億に達するものと見込まれている。1979年にはさらに赤字額が増大し、約100億に上ると予測されている。

1,300万人の被保険本人、その被扶養者を含めて4,000万人の被保険者を擁する一般制度は、各種保険の保険料収入が1978年度で総額2,630億フランに及ぶ。その内訳は、次の通りである。疾病、1,390億、老齢、670億、家族手当、570億。統計家たちの予測によると、1979年度の賃金上昇率を11%と見込んで、赤字額は約100億になるといわれる。その大半は、老齢保険財政の不均衡によるものである。賃金の上昇率および雇用者数の増加が、予測を上回れば、確かに赤字は改善されるであろう。そうなったとしても1979年度にかなりの赤字が出ることは確かである。

一般制度は、給付費の95%以上を保険料でまかなっており、特別制度等の赤字を補ってやる義務がなければ、新規財源を求める必要が、ほとんどないことは事実である。1978年度だけで、一般制度に属する民間企業の被用者は、140億フランを他制度へ支払い、国からは、56億フランを受取ったにすぎない。こうしたいわゆる不当負担に加えて、民間企業の被用者は、病院の建設費および若干の家族給付費、老人に対する最低所得保障手当給付費など、本来国が負担すべき費用を、総額150億ないし250億負担している。

財政赤字の新たな原因の中で目立ってきたのは、1979年に80億の赤字が予測される老齢保険全国金庫の財政難である。現役と退職者数の不均衡、および新

方式による給付改善措置が、保険料の延びよりはるかに高い給付費の上昇(1978年で21%)を招いたことは明らかである。このような結果になった原因は2つあり、その1つは、1971年のブーラン法が、新たに必要となる経費をまかなうための新財源を考えずに、年金の改善を図ったことである。第二は、比較的低額で、上限付きの保険料が、過去20年間ほとんど引上げられていないことである。他方、幹部職員たちは、上限なしの退職前所得に基づいて算定される補足年金を受給している。

いずれにしても、社会保険財政を建て直すためには、少くともここ2、3年に限っても180億フランに近い新財源を見つけ出さなければならない。すなわち、1978年分50億、1979年分100億、それに先食いしている給付費30億が必要となる。

### 財政再建措置の閣議決定

以上のような情勢を踏まえて、政府はさる12月13日の閣議で、保険料引上げを含む厳しい社会保障財政再建措置を決定した。閣議終了後の記者会見で、保健・家族相シモーヌ・ヴェイユ夫人は、被用者の負担がかなり重くなることを認めながら、給付水準は全く低下しない点を強調した。同夫人が指摘したところによると、今回の措置をとるに当たって準拠した原則は、次の4点である。1. 企業の投資力をそこなわないために、負担増は主として家計を対象とする。2. 補足制度とくに幹部職員の補足制度の存続をはかる。3. 国民全体の連帯感に訴えた財政措置をとる。4. 労働集約企業の負担を、最大限軽減させる。

決定された措置の主たる内容は、次の通りである。

老齢保険：1979年1月1日より、保険料を1.75ポイント引上げ、現行の11.15%を12.90%とする。この引上げ率のうち0.50ポイントが企業負担、残りの1.25ポイントが被用者負担である。この措置による増収は、1979年度86億6,000万、1980年94億5,000万である。

保険料率の改訂

	旧 率	改 訂	新 率
被用者負担分	%	%	%
老齢保険	3.45	+ 1.25	4.70
疾病保険			
一上限以下の賃金を 対象とするもの	3.00	- 2.00	1.00 (1980年より0)
一総報酬を対象とす るもの	1.50	+ 2.00	3.50 (1980年より4.50)
使用者負担分			
老齢保険	7.70	+ 0.50	8.20
疾病保険			
一上限以下の賃金を 対象とするもの	10.95	- 2.00	8.95
一総報酬を対象とす るもの	2.50	+ 2.00	4.50

Le Monde, 15 Déc. 1978. P 40.

疾病保険：

○1979年1月1日より、総報酬を対象とする保険料を4ポイント引上げ、使用者と被用者がそれぞれ2ポイントづつ負担する。さらに、1980年1月1日からは、総報酬に基づく被用者負担の保険料がさらに1ポイント引上げられる。

この措置に基づく増収見込みは、1979年度47億6,000万フラン、1980年63億9,000万フランである。

○自営業者の総報酬を対象とする保険料が3ポイント引上げられる。ただし、自営業者制度の新理事会の成立が困難な情勢にあるため、施行期日は示されていない。

○退職年金から、疾病保険料を徴集する制度を設ける。これはおそらく、1979

年7月1日から施行されるものと思われる。この措置を講ずるためには、法律改正が必要であるが、国会における法案の審議は、春にしか行われないう。政府原案では、一般制度による公的年金の場合は、1%の料率で、最低手当については免除される。補足年金に対しては2%の料率が適用される。

その他の増収対策：

○自動車損害賠償保障の保険に対する追加税を、1979年1月1日より2倍に引上げる。

○煙草、アルコール消費税を1979年度中に引上げる。

出費の抑制：

○政府は、病院の建築計画を改訂することによって、入院費の上昇率を3年間で3%に止めるよう決定した。

○疾病保険金庫および医師組合に対して、診療費の自主規制を強化するよう大臣名で勧告を出す。

○過剰な医療消費を抑制する手段を研究するための諮問委員会および社会保障会計監査委員会を設置する。

Le Monde, 13, 15 Décembre 1978.

(平山 卓 国立国会図書館)